



# 本庄市 環境基本計画

平成30年3月

**本庄市**

## 「地球規模での持続可能な発展」の実現に向けて



私たちのふるさと本庄市は、陣見山や不動山などの山々が連なる森林地域、「坂東太郎」の異名を持つ利根川、新日本百景の一つで桜の名所でもある間瀬湖、肥沃な田園地帯など、豊かで美しい自然を有しています。

一方、本市を取り巻く社会経済情勢は急速に変化しており、これまで受け継がれてきた自然的財産を後世に伝えていくとともに、少子高齢化・人口減少社会の一層の進行等へ対応することが、私たちに課せられた大きな課題となっています。

また、世界的に見ると、20世紀の大量生産・大量廃棄型の消費構造が環境破壊を引き起こしたという反省から、地球規模で「持続可能な発展」を志向する動きが進んでいます。

本市では、平成20年に「本庄市環境宣言」を行い、環境を守るために「何ができるのか」を考え、身近なところから環境にやさしい行動を実践し、その輪を地域全体に広げる取組みを行っています。地域における持続可能な発展を実現させるためには、今後も引き続き、市が率先して環境に配慮した行政経営を行うとともに、家庭や学校、職場において環境に配慮した取組みを啓発していく必要があります。

このため、本市として将来的に目指す環境像を明らかにし、市、市民、事業者の3者が取り組むべき具体的な行動を示した「本庄市環境基本計画」を策定しました。

本計画では環境を良くする上で優先的に取り組むべき課題として、市民の関心の高い「地球温暖化対策」や「ごみのポイ捨て・不法投棄の防止」を取り上げ、そこから身近な問題に掘り下げていく構成としております。

郷土の偉人塙保己一の遺した言葉「世のため、後のため」を基本理念に、地球環境に優しいまちづくりの実現に向けて、皆様のご理解とご協力、並びに積極的な参加をお願い申し上げます。

平成30年3月

本庄市長 吉田 信解

# 目次

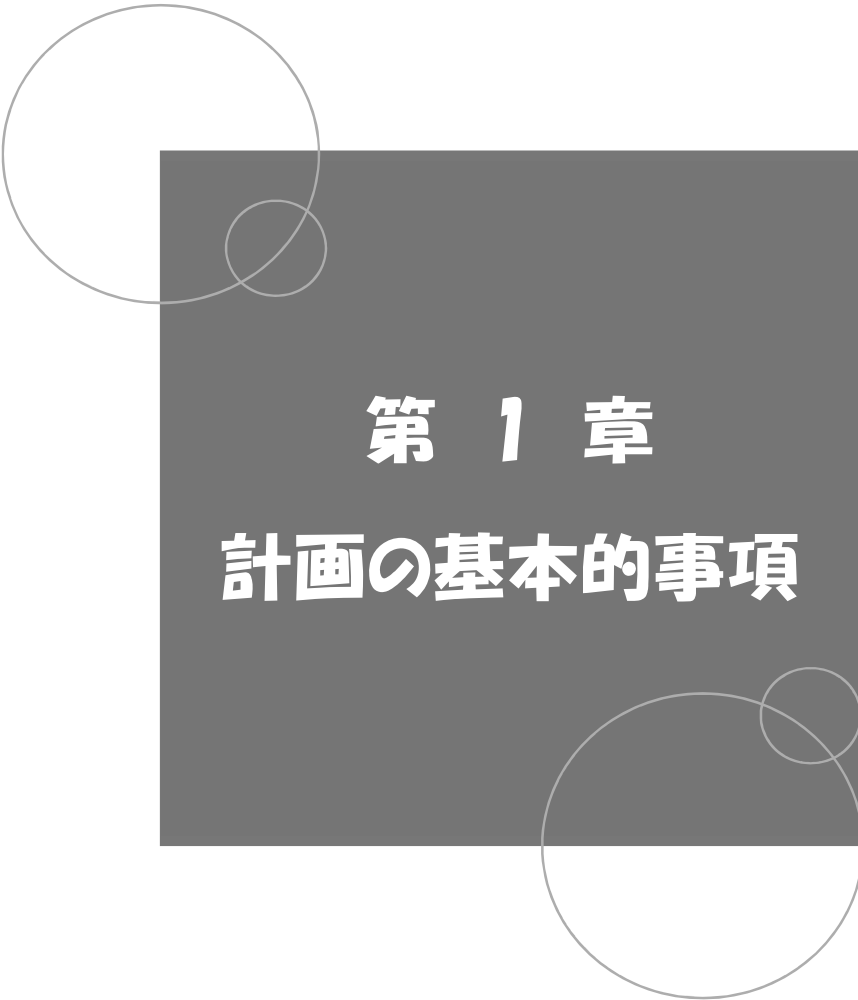
<b>第1章 計画の基本的事項</b>	<b>1</b>
1. 計画策定の趣旨	2
2. 計画の目的	7
3. 計画の対象範囲	7
4. 計画の目標年度	9
5. 計画の位置づけ	9
<b>第2章 環境の現状と課題</b>	<b>11</b>
1. 地球環境	12
2. 循環型社会	14
3. 自然環境	16
4. 快適環境	22
5. 生活環境	25
6. 環境への取組推進	32
<b>第3章 目指す環境像</b>	<b>39</b>
1. 目指す環境像	40
2. 基本方針と環境目標	40
<b>第4章 環境保全行動の展開</b>	<b>43</b>
1. 地球環境	46
2. 循環型社会	48
3. 自然環境・快適環境	51
4. 生活環境	60
5. 市民・事業者との協働	69
<b>第5章 重点施策</b>	<b>75</b>
1. 地球温暖化対策の推進	76
2. 森林の保全及び緑の保全	79
3. まちの美化に関する取組の推進	82
4. 元小山川における水質改善の推進	85
<b>第6章 地域別環境づくりの方向性</b>	<b>89</b>
1. 本庄北地域	90
2. 本庄南地域	92
3. 児玉北地域	94
4. 児玉南地域	96
<b>第7章 計画の進行管理</b>	<b>99</b>
1. 計画の推進体制	100
2. 進行管理システム	102
3. 環境指標	103

---

1. 本庄市環境基本条例 .....	108
2. 本庄市環境保全条例 .....	113
3. 本庄市環境基本計画の検討経過 .....	121
4. 環境審議会委員 .....	121
5. 環境基準等.....	122
6. 用語解説.....	133







# 第 1 章

## 計画の基本的事項

計画策定の趣旨、計画の目的、計画の目標、計画の位置づけ等、本庄市環境基本計画の基本的な事項を明らかにします。

- 1 計画策定の趣旨
- 2 計画の目的
- 3 計画の対象範囲
- 4 計画の目標年度
- 5 計画の位置づけ



## 1. 計画策定の趣旨

### (1) 策定の背景

本庄市（以下「本市」という。）では、環境の保全と創造に関する基本理念を定め、環境に関する取組の基本的な方向を示した本庄市環境基本条例（以下、「環境基本条例」という。）を平成 18 年（2006 年）1 月に制定しています。

平成 20 年（2008 年）3 月には、環境基本条例が掲げる環境の保全と創造に関する基本理念に基づき、市、市民及び事業者が行う環境に関する取組の方向性を定めた「本庄市環境基本計画」（以下、「前計画」という。）を策定し、これまで取組を進めてきました。

その中では、埼玉県や早稲田大学との相互連携の下、市域の環境づくりや環境教育・環境学習<sup>\*</sup>等を進めるなど、市域の環境保全に努めてきました。

これら取組の一方で、前計画の策定から 10 年が経過する中、環境行政を取り巻く状況が大きく変化しています。平成 27 年度（2015 年度）には、地球温暖化に関する国際的な会議である COP21 で「パリ協定」が採択され、世界全体での温室効果ガス<sup>\*</sup>排出量削減の方針が示されました。日本でも平成 42 年度（2030 年度）に向けた新たな温室効果ガス<sup>\*</sup>削減目標が掲げられ、各自治体でも地球温暖化防止に向けた温室効果ガス<sup>\*</sup>排出量の削減が求められています。

こうしたことから、本市を取り巻く環境の状況、社会情勢の変化及び前計画の 10 年間の進捗状況や課題を整理し、本市の環境の保全と創造に関する基本理念の具体化に向けて、新たに「本庄市環境基本計画」（以下、「本計画」という。）を策定しました。

本計画の取組により、地域の環境の快適さや豊かさを向上させることで、市民の地元への誇りや愛着を形成し、地域の活性化へつなげる「シティプロモーション<sup>\*</sup>」の推進を目指します。

#### 本庄市環境基本条例が掲げる 3 つの基本理念

##### 1. 良好な環境の維持

現在及び将来の市民が健全で良好な環境の恵みを受けられ、将来にわたって維持されるように適切に推進されなければならない。

##### 2. 循環型社会の形成

人と自然が共生する中で環境への負荷を低減し、持続的に発展できる循環型社会<sup>\*</sup>が形成されるように、市、事業者及び市民の公平な役割分担の下に協力して積極的に推進されなければならない。

##### 3. 地球環境の保全

地域の環境が地球全体の環境と深く関わっていることに鑑み、全ての者が地球環境の保全を自らの課題と認識し、全ての活動において推進されなければならない。

<sup>\*</sup>本計画における「市民意識調査」とは、本計画の策定に伴う基礎調査として実施した 2017(平成 29)年度調査を指すとしてします。

<sup>\*</sup>「<sup>\*</sup>」の付いた用語は、資料編の用語解説に掲載します。

## (2) 環境行政の動向

### <国及び県における取組>

前計画を策定した平成 20 年度（2008 年度）以降、私たちの周囲を取り巻く環境は日々変化しており、新たな問題や重点的に取り組むべき課題への対応が求められています。

国や埼玉県では、これらの問題や課題に対応するため、新たな法整備や計画を策定し、環境問題への取組を進めています。

国及び県における環境行政の動向(1)

年 度	国の動き	埼玉県の動き
平成 20 年度 (2008 年度)	<ul style="list-style-type: none"> <li>●京都議定書第一約束期間 開始</li> <li>●生物多様性基本法 公布</li> <li>●地球温暖化対策の推進に関する法律 改定</li> <li>●第 34 回主要国首脳会議(洞爺湖サミット)開催</li> <li>●特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律施行令 改定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●第 2 次ごみ処理広域計画 策定</li> <li>●生物多様性戦略 策定</li> <li>●みどりと川の再生推進本部 設置</li> <li>●生活環境保全条例施行規則 改定</li> <li>●水生生物の保全に係る水質環境基準の類型指定 告示</li> </ul>
平成 21 年度 (2009 年度)	<ul style="list-style-type: none"> <li>●土壌汚染対策法 改定</li> <li>●微小粒子状物質(PM2.5)による大気汚染に係る環境基準 告示</li> <li>●水質汚濁に係る環境基準 改定</li> <li>●地下水の水質汚濁に係る環境基準 改定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●「ストップ温暖化・さいたまナビゲーション」策定</li> <li>●地球温暖化対策推進条例 制定</li> <li>●石綿の除去工事に係る事前周知と相互理解の推進に関する指針 策定</li> <li>●地球温暖化対策推進条例に基づく自動車地球温暖化対策実施方針制度 開始</li> <li>●地球温暖化対策推進条例に基づく建築物環境配慮制度 開始</li> </ul>
平成 22 年度 (2010 年度)	<ul style="list-style-type: none"> <li>●大気汚染防止法 改定</li> <li>●水質汚濁防止法 改定</li> <li>●廃棄物の処理及び清掃に関する法律 改定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●まちのエコ・オアシス保金地(ムサシトミヨ生息地周辺緑地)取得</li> <li>●地球温暖化対策推進条例に基づく地球温暖化対策計画制度開始</li> <li>●第 6 期県分別収集促進計画の策定</li> <li>●埼玉県が経済産業省の進める EV・PHV タウンとして選定</li> <li>●埼玉県生活排水処理施設推進委員会 設置</li> </ul>
平成 23 年度 (2011 年度)	<ul style="list-style-type: none"> <li>●福島県第一原子力発電所事故 発生</li> <li>●環境影響評価法 改定</li> <li>●水質汚濁防止法 改定</li> <li>●環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律 改定</li> <li>●平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境汚染への対処に関する特別措置法 公布</li> <li>●電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法 公布</li> <li>●東日本大震災により生じた災害廃棄物の処理に関する特別措置法 公布</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●埼玉県生活排水施設整備構想改定</li> <li>●埼玉県 EV・PHV タウン推進アクションプラン 策定</li> <li>●埼玉県生活環境保全条例 改定</li> <li>●第 7 次廃棄物処理基本計画 策定</li> <li>●まちのエコ・オアシス保金地(彦兵衛下小笠原遺跡ふるさと森、金崎斜面林保全緑地)取得</li> <li>●ふるさと埼玉の緑を守り育てる条例 改定</li> <li>●目標設定型排出量取引制度 導入</li> </ul>



国及び県における環境行政の動向(2)

年 度	国の動き	埼玉県の動き
平成 24 年度 (2012 年度)	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 第 4 次環境基本計画 閣議決定</li> <li>● 水質汚濁に係る環境基準 改定</li> <li>● 使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律 公布</li> <li>● 原子力規制委員会 設置</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量に係る総量削減計画(第 7 次) 策定</li> <li>● 埼玉県公害防止計画(第 9 期) 策定</li> <li>● 生活環境保全条例 改定</li> <li>● 埼玉エコタウンプロジェクトモデル市に 本庄市、東松山市 選定</li> <li>● 環境基本計画(第 4 次) 策定</li> <li>● 埼玉県広域緑地計画 改定</li> </ul>
平成 25 年度 (2013 年度)	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 地球温暖化対策の推進に関する法律 改定</li> <li>● 放射性物質による環境の汚染の防止のための関係法律 公布</li> <li>● 特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律 公布</li> <li>● 大気汚染防止法 改定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 埼玉県環境影響評価条例 改正</li> <li>● 埼玉県環境影響評価条例施行規則 改正</li> <li>● 微小粒子状物質(PM2.5)に係る注意喚起要綱 策定</li> <li>● 自動車排出窒素酸化物及び自動車排出粒子物質総量削減計画 策定</li> <li>● 埼玉県次世代自動車充電インフラ整備ビジョン 策定</li> <li>● 第 7 期県分別収集促進計画 策定</li> </ul>
平成 26 年度 (2014 年度)	<ul style="list-style-type: none"> <li>● エネルギー基本計画 閣議決定</li> <li>● 水循環基本法 公布</li> <li>● 雨水の利用の推進に関する法律 公布</li> <li>● 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律 改定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 微小粒子状物質(PM2.5)に係る注意喚起要綱 改定</li> </ul>
平成 27 年度 (2015 年度)	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 自然公園法施行規則 改定</li> <li>● 水銀による環境の汚染の防止に関する法律 公布</li> <li>● 大気汚染防止法 改定</li> <li>● 気候変動枠組条約第 21 回締約国会議(COP21) 開催、パリ協定 採択</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 埼玉県ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画 改定</li> <li>● 石綿の除去工事に係る事前周知と相互理解の促進に関する指針 改定</li> <li>● 特定化学物質管理指針 改定</li> <li>● 「ストップ温暖化・さいたまナビゲーション 2050」 策定</li> <li>● 埼玉県環境影響評価条例 改定</li> </ul>
平成 28 年度 (2016 年度)	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 地球温暖化対策計画 閣議決定</li> <li>● 地球温暖化対策の推進に関する法律 改定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 第 8 次埼玉県廃棄物処理基本計画 策定</li> <li>● 県立自然公園条例施行規則 改定</li> </ul>

<本市における取組>

本市においても、国や埼玉県と同様に、新たな関連計画等を策定し、環境問題への取組や本市の環境をより良いものとする施策を進めています。

その中でも、本市では平成 20 年度（2008 年度）に前計画を策定し、あわせて公表した「本庄市環境宣言」に基づき、独自の「環境マネジメントシステム<sup>\*</sup>」を構築及び運用しています。

「環境マネジメントシステム<sup>\*</sup>」では、環境配慮、環境経営等の視点から環境に対する具体的な取組を定め、PDCA サイクル<sup>\*</sup>による継続的な取組の推進により、本市の事務事業で生じる環境への負荷を低減させることを目的としています。

本市における環境行政の動向

年度	市の動き
平成 20 年度 (2008 年度)	<ul style="list-style-type: none"> <li>●第二次本庄市環境基本計画 策定</li> <li>●本庄市環境宣言 実施</li> <li>●環境マネジメントシステムを本市独自の規格に移行</li> <li>●本庄市総合振興計画(基本構想・前期基本計画) 策定</li> </ul>
平成 21 年度 (2009 年度)	<ul style="list-style-type: none"> <li>●本庄市農業集落排水事業(滝瀬・堀田地区) 施設完成</li> <li>○本庄市環境基本計画 運用</li> <li>○本庄地球温暖化対策実行計画 運用</li> </ul>
平成 22 年度 (2010 年度)	<ul style="list-style-type: none"> <li>●本庄市生活排水処理施設整備構想 策定</li> <li>○本庄市環境基本計画 運用</li> <li>○本庄地球温暖化対策実行計画 運用</li> </ul>
平成 23 年度 (2011 年度)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○本庄市環境基本計画 運用</li> <li>○本庄地球温暖化対策実行計画 運用</li> </ul>
平成 24 年度 (2012 年度)	<ul style="list-style-type: none"> <li>●埼玉県エコタウンプロジェクトのモデル市に選定</li> <li>●本庄市エコタウン基本計画・実施計画策定</li> <li>○本庄市環境基本計画 運用</li> <li>○本庄地球温暖化対策実行計画 運用</li> </ul>
平成 25 年度 (2013 年度)	<ul style="list-style-type: none"> <li>●本庄市総合振興計画(後期基本計画) 策定</li> <li>●本庄市都市計画マスタープラン 策定</li> <li>●本庄市地域防災計画 改定</li> <li>○本庄市環境基本計画 運用</li> <li>○本庄市エコタウン基本計画・実施計画 運用</li> </ul>
平成 26 年度 (2014 年度)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○本庄市環境基本計画 運用</li> <li>○本庄市エコタウン基本計画・実施計画 運用</li> </ul>
平成 27 年度 (2015 年度)	<ul style="list-style-type: none"> <li>●本庄市生活排水処理施設整備構想 見直し</li> <li>●本庄市環境保全条例 改定</li> <li>○本庄市環境基本計画 運用</li> </ul>
平成 28 年度 (2016 年度)	<ul style="list-style-type: none"> <li>●本庄市分別収集計画 策定</li> <li>●本庄地域防災計画 策定</li> <li>○本庄市環境基本計画 運用</li> </ul>

\* :「●」は新たな計画の策定等を示し、「○」は既に策定された計画の運用を示す。

本庄市環境マネジメントシステムにおける目標(平成 28 年度)

部門	目標
環境活動	(視点)事務事業、施設・学校において環境への配慮がなされているか。
	対象施設等における活動での省エネ・省資源、リサイクル※、ごみ減量、グリーン購入※などを実施し、関係法令を遵守します。
	公用車使用による環境影響を抑制します。
	庁舎・施設に常駐・常在または出入りする業者等への環境配慮の指導・要請等を実施します。
	各課・施設で独自の環境目標を設定し、環境負荷の低減を目指します。
	全ての児童・生徒が環境に関する教育を受けます。
	省エネ法に基づくエネルギー管理を行います。
	本庄市総合振興計画における温室効果ガス※の削減目標を目指します。 本庁舎および支所等における水使用量、ごみ排出量、紙の使用量を削減します。
環境経営	(視点)環境を意識した行政経営がなされているか。
	環境に対する運営方針を定め、職員がこれを認識、理解します。
	事務事業に伴う環境への内容を配慮し、職員がこれを認識、理解します。
	組織や個人が環境に関する目標について認識し、実践します。
	環境への取組に関する組織体制と責任を明確にします。
	環境に関する法令を遵守し、適正な施設管理等を行います。
	環境設備の緊急事態への準備及び対応を明確にします。
	全ての職員が環境に関する教育を定期的に受けます。
	事務事業に伴う環境負荷の発生量を定量的・定期的に把握します。 環境配慮行動の実施状況を定期的に把握します
環境自治	(視点)政策・事業内容やその途中経過が公開されているか。
	環境に関する取組の基本指針を公開・提供します。
	環境に関する目標の達成状況に関する情報を定期的に公開・提供します。
	環境に関する計画を公開・提供します。
	環境を保全・改善する施策・事業について、その内容を公開・提供する仕組みを作ります。 環境に負荷をかける事業等について、その内容を公開・提供する仕組みを作ります。

資料：本庄市環境マネジメントシステム(平成 28 年度)

## 2. 計画の目的

本計画は、環境基本条例で掲げる基本理念の具体化に向けて、環境に関する長期的な目標（目指す環境像）を明らかにするとともに、施策の方向性を示すことにより、市、市民及び事業者が一体となって、環境の保全と創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進することを目的とします。

## 3. 計画の対象範囲

### (1) 計画の対象とする主体

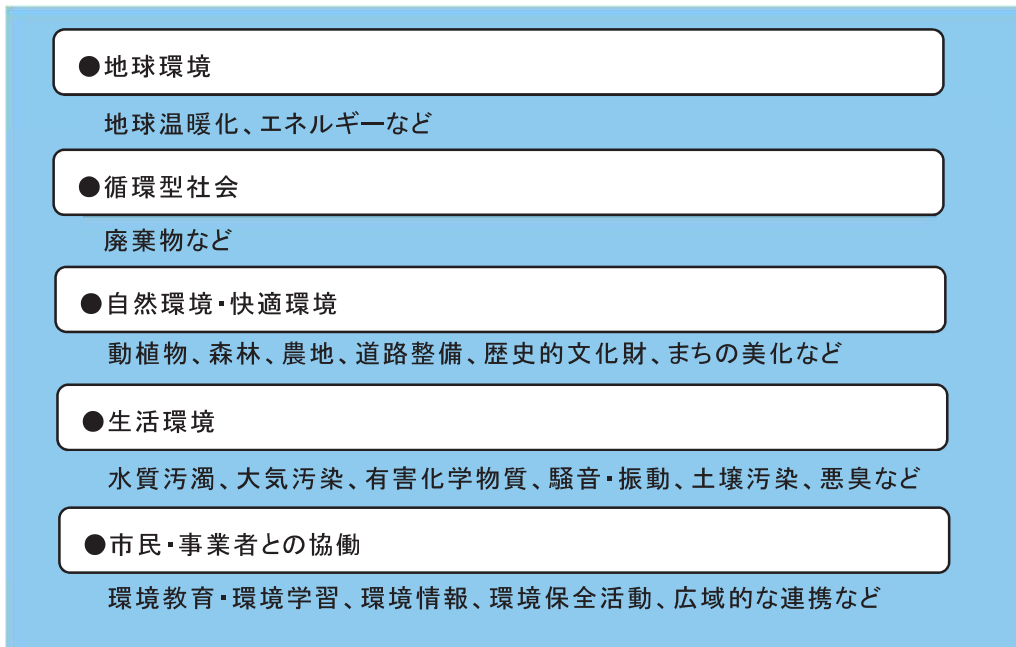
本計画に示す環境の保全及び創造に関する施策を推進するためには、市、市民及び事業者の各主体が、以下に示す役割に応じてかつ一体となって環境に配慮した行動を実践していくことが必要となります。

各主体に求められる主な役割

主体	主な役割
市	施設の整備等の事業や日常の業務を行うにあたり、環境配慮に努めることはもとより、市民・事業者が主体的に取り組む地域の環境活動を支援し、各主体間の協力を促進するとともに、地域の状況に応じた環境施策を積極的に推進します。
市民	市民一人ひとりが人と環境との関わりについて関心と理解を深め、日常生活の中での環境配慮をできることから実践するとともに、市が実施する環境の保全及び創造に関する活動へ積極的に参加します。
事業者	事業活動において、法令に定められた事項を遵守するほか、廃棄物の減量化、再生資源の積極的な利用等、環境への負荷の低減に努めるとともに、環境活動へ積極的に参加します。

## (2) 計画の対象とする環境

本計画の対象とする環境の範囲は、本市の枠組みを超える地球環境から、私たちの生活の上で身近な自然環境や生活環境等まで幅広くとらえます。



計画の対象とする環境の範囲

## (3) 計画の対象とする地域

本計画の対象地域は、市全域の89.69km<sup>2</sup>とします。

ただし、地球環境分野をはじめ、本市のみでは解決できない問題に対しては、広域的に捉えて、周辺市町、埼玉県及び国等と連携し取組を進めます。

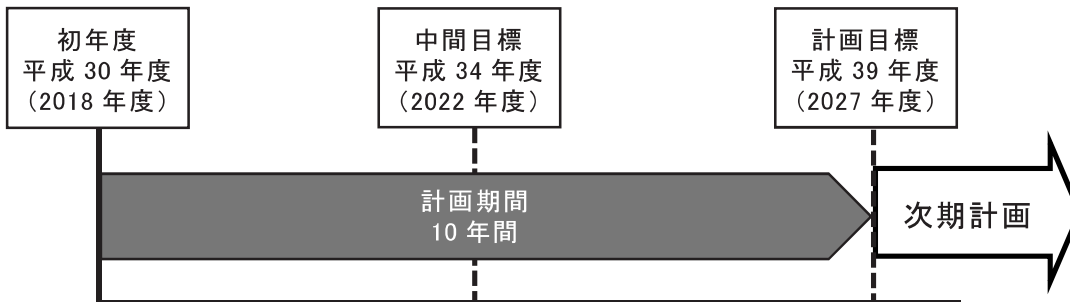


計画の対象とする地域

#### 4. 計画の目標年度

本計画の目標年度は平成 39 年度（2027 年度）とし、平成 30 年度（2018 年度）から平成 39 年度（2027 年度）までの 10 年間を計画期間とします。

また、平成 34 年度（2022 年度）を中間目標年度とし、施策の進捗状況等を点検の上、必要に応じて計画内容の見直しを検討します。



#### 5. 計画の位置づけ

本計画は、環境基本条例の基本理念を踏まえ、本庄市総合振興計画等との整合を図りつつ、目指す環境像の実現に向けて、環境の保全と創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための中心に位置づけます。

